

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業

防災コミュニティ道路沿道 新築・建替え費用補助申請の手引き

令和 7 年度



大阪市 都市整備局

目次

1	補助事業の概要	2
2	補助金の算定について	7
3	申請の流れ	9
4	事業計画承認申請	17
5	補助金交付申請	28
6	全体設計承認申請	36
7	補助事業着手	45
8	建築工事着手	47
9	完了検査依頼	49
10	完了報告	51
11	その他申請・届出	54
12	補助金請求	59
13	よくある質問（FAQ）	61

1 補助事業の概要

(1) 補助制度の目的

- ・ 主要生活道路不燃化促進整備事業は「重点対策地区（約 640ha）」において、地域の皆様と連携・協働しながら『防災コミュニティ道路』の整備を行っていく事業です。
- ・ この補助制度は、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化を図るため、防災コミュニティ道路沿道に面した、建物の解体費用、建設費用、道路後退整備費用等の一部を補助する制度です。

(2) 補助対象者について

- ・ 土地の所有者等（土地や建物の所有者等）
- ・ 土地の所有者等の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

(3) 対象となる敷地

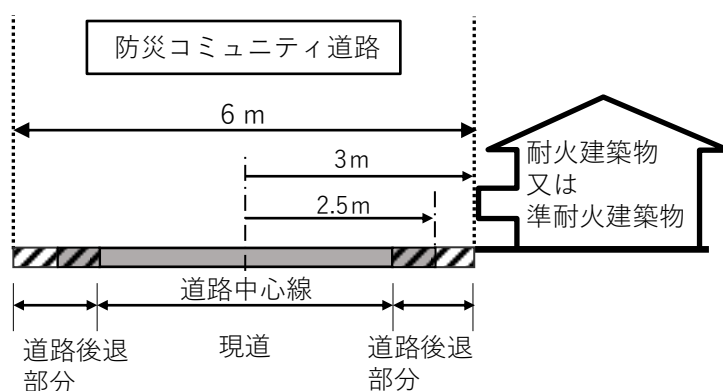
- ・ 「防災コミュニティ道路」沿道の敷地

☞ 防災コミュニティ道路：地域ぐるみで沿道建物の不燃化と概ね 6 m の道路空間の確保に取り組む道路として地域からの申請を受け、市が認定する道路

(4) 主な補助要件

まちづくり協定等に定める内容及び補助金交付要綱、補助金交付要領に定める基準に適合するものになります。

- ・ 建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物
- ・ 建築物の外壁面は、道路中心線から 3 m 以上後退
- ・ 道路中心線から 2.5 m の範囲を道路として整備
- ・ 道路中心線から 2.5 m 以上 3 m の範囲は円滑な避難消化活動ができるように整備



(5)補助対象となる項目

次の整備内容に対する費用が補助の対象となります。

- ・老朽建築物の解体費
- ・耐火建築物等の建設費
- ・セットバックに係る道路整備費

☞老朽建築物とは、次にあげる表の耐用年数を超え、空家等対策の推進に関する特別措置法の措置が命じられていない建物になります。

構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	レンガ造 ブロック造	鉄骨造	木造
耐用年数	32 年	26 年	23 年	15 年

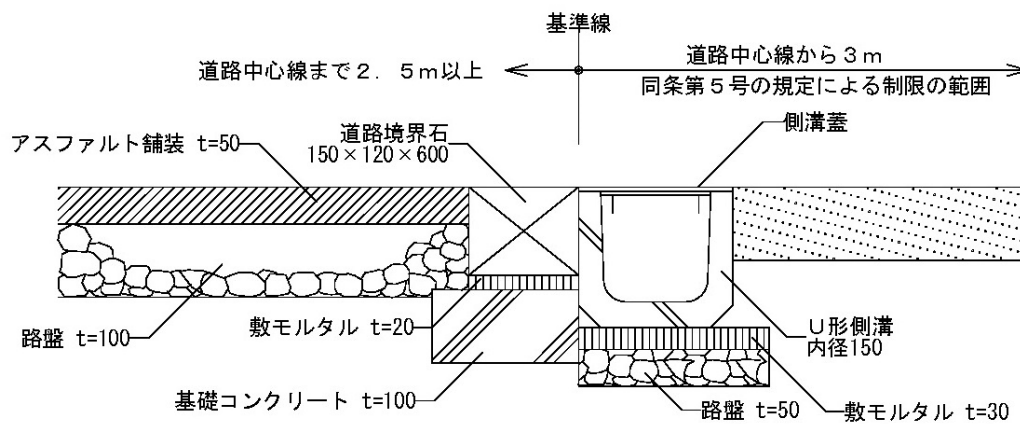
☞セットバックに係る通路整備については、道路中心線から 2.5m を基準に、道路側に道路境界石を、敷地側に側溝を設置し、道路中心線から 2.5m の範囲内は既存道路部分と平滑となるよう道路舗装を行い整備していただくことになります。道路中心から 2.5m 以上 3.0m 以内の部分には、災害時の避難や消防活動の妨げとなる大きな段差や、樹木の設置、駐車場の用途には利用できません。

なお、セットバック整備事業にともなう支障物の撤去も補助対象となります。

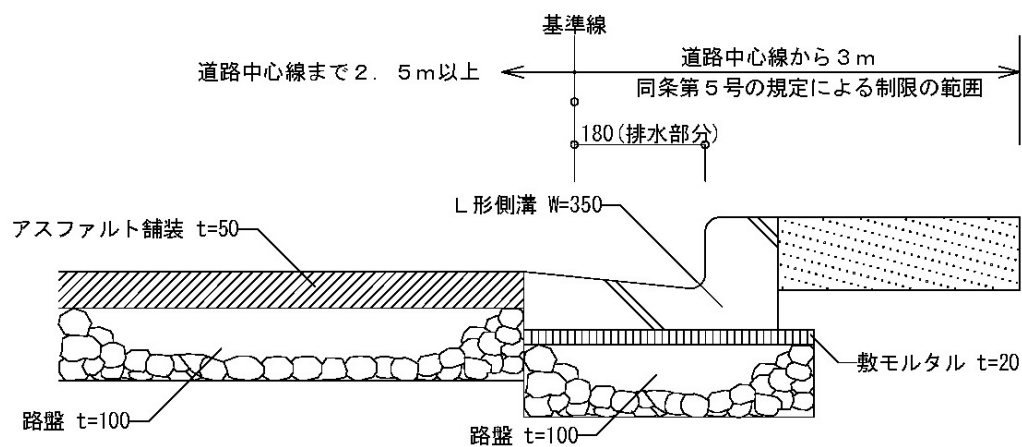


(セットバック整備図)

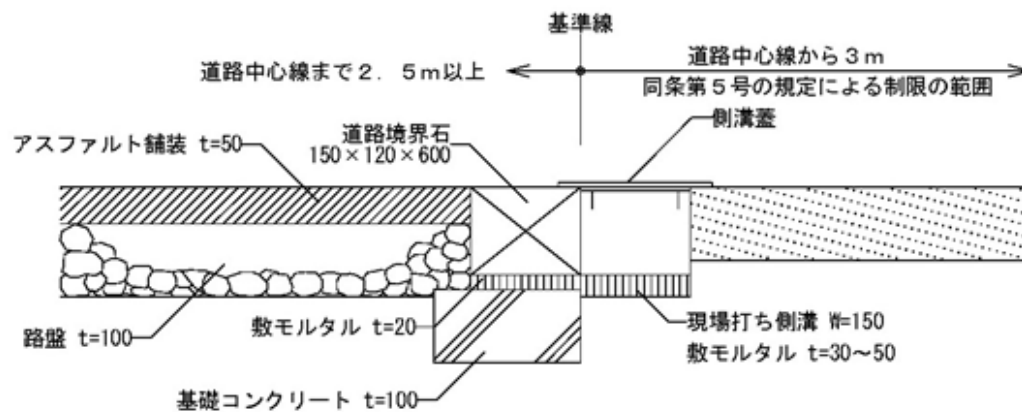
イ U型側溝を設置する場合



ロ L型側溝を設置する場合



ハ 現場打ち側溝を設置する場合



(6)事業種別

補助金申請は、次の4種類の整備事業のいずれかの内容で申請してください。

- ・ 除却整備

老朽建築物の解体、セットバックに係る道路整備を行う場合

- ・ 建替え整備

老朽建築物の解体、耐火建築物等の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合

- ・ 新築整備

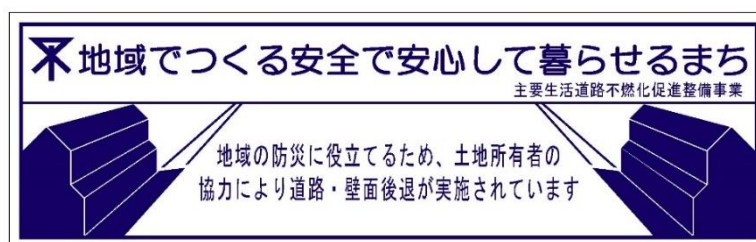
耐火建築物の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合

- ・ セットバック整備

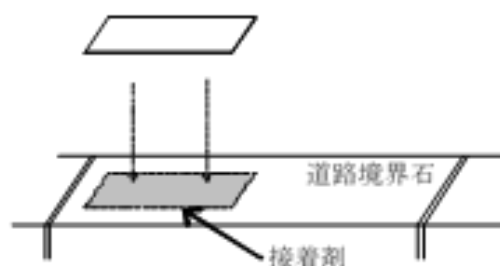
セットバックに係る道路整備を行う場合

(7)後退用地について

- ・ 後退用地の所有権の移転はなく、整備完了後も、その土地の所有者の方に維持管理していただきます。
- ・ セットバックで整備された後退用地には、後退表示板を設置していただきます。



後退表示板



設置例

(8)注意事項

- ・ 補助金の交付申請前に契約又は工事着手している場合は、原則補助金を受け取ることはできません。(交付申請前に契約(設計契約除く)をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、受付窓口までご相談ください。)
- ・ 国や市の予算執行等の状況により、年度途中でであっても、補助申請の受付けを終了することがありますので、ご了承ください。
- ・ 事前相談及び申請受付後の審査には期間を要しますので、お早めにご相談ください。

このほかにも要綱・要領に詳しい内容を記載しておりますので、ご確認ください。



2 補助金の算定について

補助金の交付額は、次の①～③のうち最も低い金額（千円未満切捨て）となります。

- ① 補助対象面積等 × 補助対象上限単価 × 補助率の合計額
- ② 補助対象経費（補助の対象となる項目の見積り金額） × 補助率の合計額
- ③ 補助限度額

① 参考資料 補助対象上限単価及び補助率（要綱 別表 3 抜粋）

区分	補助対象面積等	補助対象項目と補助対象上限単価		補助率
除却費等	除却面積	木造 17,000 円/㎡ 木造集合住宅 15,000 円/㎡ 非木造 17,000 円/㎡		2 / 3
建築設計費 及び 耐火構造費	延床面積	建築工事費（設計費を申請する場合）		
		延床面積 100 ㎡以下 41,500 円/㎡		
		延床面積 250 ㎡以下 39,300 円/㎡		
		延床面積 500 ㎡以下 37,000 円/㎡		
		延床面積 1,000 ㎡以下 35,500 円/㎡		
		延床面積 1,000 ㎡超 34,900 円/㎡		
		建築工事費（設計費を申請しない場合）		
		延床面積 100 ㎡以下 30,000 円/㎡		
		延床面積 250 ㎡以下 29,500 円/㎡		
		延床面積 500 ㎡以下 28,800 円/㎡		
延床面積 1,000 ㎡以下 28,000 円/㎡				
延床面積 1,000 ㎡超 27,800 円/㎡				
セットバック 整備費	整備面積等	道路等舗装 14,700 円/㎡		1 / 2
		道路境界石 7,300 円/m		
		U型側溝 11,400 円/m		
		L型側溝 11,800 円/m		
		現場打ち側溝 700 円/m		
		側溝蓋 4,900 円/m		
		集水桝 57,200 円/箇所		
支障物撤去費	整備面積等	塀等	木製 6,200 円/見付㎡	
			金属製 3,300 円/見付㎡	
			ブロック製等 12,800 円/見付㎡	
			コンクリート製 10,200 円/見付㎡	
		門扉	木製 2,300 円/見付㎡	
			金属製 5,500 円/見付㎡	
		樹木	低木 500 円/本	
			中木 3,000 円/本	
			高木 6,900 円/本	
		段差のある工作物 （コンクリート製等） 24,300 円/㎡		
車止め等 4,300 円/箇所				

② 参考資料 補助対象経費と補助率

区分	補助対象項目	補助率
除却費等	木造 非木造	2 / 3
建築設計費 及び 耐火構造費	建築工事費	1 / 2
	建築設計費	
セットバック 整備費	道路等舗装 道路境界石 U型側溝 L型側溝 現場打ち側溝 側溝蓋 集水桝	
支障物撤去費	塀等 門扉 樹木 段差のある工作物（コンクリート製等） 車止め等	

③ 参考資料 補助限度額の算定

A 補助限度額（基礎額）

	現況道路幅員	
	5 m未満	5 m以上
一般敷地	150 万円	100 万円
狭小敷地等	200 万円	150 万円

狭小敷地等：道路の中心から水平距離 3 mの線までの部分を除いた敷地の面積が 35 ㎡以下
または敷地面積の 80%以下となる敷地

B 補正係数

	間口		
	10m未満	10m以上 15m未満	15m以上
補正係数	1.0	1.5	2.0

間口：防災コミュニティ道路と申請する敷地が、接道している長さ

補助限度額の算定式

A 補助限度額（基礎額）	×	B 補正係数	=	補助限度額
	×		=	

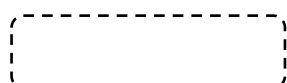
このほかにも要綱・要領に詳しい内容を記載しておりますので、ご確認ください。

3 申請の流れ

(1) 除却整備（老朽建築物の解体、セットバックに係る道路整備を行う場合）

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	事前相談	・ 事前相談 補助事業についてスケジュールや補助金等の相談を事前に受け付けております。
	事業計画承認申請	・ 提出時期 補助事業を計画した時
	事業計画承認通知	・ 提出書類 事業計画承認申請書類一式
		・ 計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。
補助金申請	補助金交付申請	・ 提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ 令和 7 年 12 月 26 日まで
	補助金交付決定通知	・ 提出書類 補助金交付申請書類一式
		・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
工事期間	補助事業着手届	・ 提出時期 補助事業の契約をした時（後退表示板を支給）
		・ 提出書類 補助事業着手書類一式
	工事の実施	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。
	完了検査依頼 ※	・ 提出時期 補助事業を完了した時かつ 令和 8 年 2 月 27 日まで
	完了検査 ※	・ 提出書類 完了検査依頼書類一式
		・ 完了検査 速やかに検査を行い、結果を通知します。
完了報告	完了報告	・ 提出時期 事業期間内かつ 令和 8 年 3 月 13 日まで
	補助金額確定通知	・ 提出書類 完了報告書類一式
		・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
補助金請求	請求書提出	・ 提出時期 補助金額確定通知書の受領後かつ 令和 8 年 4 月 30 日まで
	補助金支払い	・ 提出書類 請求書
		・ 支払い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。

※ 補助事業の一部において補助限度額に到達した場合のみ

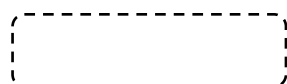


・ 大阪市が行う事務手続き

(2) - 1 建替え整備（老朽建築物の解体、耐火建築物等の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合）

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	事前相談	・ 事前相談 補助事業についてスケジュールや補助金等の相談を事前に受け付けております。
	事業計画承認申請	・ 提出時期 補助事業を計画した時
	事業計画承認通知	・ 提出書類 事業計画承認申請書類一式
		・ 計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。
補助申請	補助金交付申請	・ 提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ 令和 7 年 12 月 26 日まで
	補助金交付決定通知	・ 提出書類 補助金交付申請書類一式
		・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
工事・設計期間	補助事業着手届	・ 提出時期 補助事業の契約をした時（後退表示板を支給）
		・ 提出書類 補助事業着手書類一式
	工事・設計の実施	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。
	建築工事着手届	・ 提出時期 建築工事の契約をした時
		・ 提出書類 建築工事着手書類一式
	完了検査依頼 ※	・ 提出時期 補助事業を完了した時かつ 令和 8 年 2 月 27 日まで
	完了検査 ※	・ 提出書類 完了検査依頼書類一式
		・ 完了検査 速やかに検査を行い、結果を通知します。
完了報告	完了報告	・ 提出時期 事業期間内かつ 令和 8 年 3 月 13 日まで
	補助金額確定通知	・ 提出書類 完了報告書類一式
		・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
請求書	請求書提出	・ 提出時期 補助金額確定通知書受領後かつ 令和 8 年 4 月 30 日まで
	補助金支払い	・ 提出書類 請求書
		・ 支 払 い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。

※ 補助事業の一部において補助限度額に到達した場合のみ



・ 大阪市が行う事務手続き

(2)-2 建替え整備（老朽建築物の解体、複数年度にわたる耐火建築物等の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合）

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	令和 7 年度	
	事前相談 ↓ 事業計画承認申請 ↓ 事業計画承認通知	・ 事前相談 補助事業について事前にスケジュールや補助項目等の相談を事前に受け付けます。 ・ 提出時期 補助事業を計画した時 ・ 提出書類 事業計画承認申請書類一式 ・ 計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。
全体設計	全体設計承認申請 ↓ 全体設計承認通知	・ 提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前 ・ 提出書類 全体設計承認申請書類一式 ・ 設計承認 提出日から 30 日以内に通知します。
補助申請	補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	・ 提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ令和 7 年 12 月 26 日まで ・ 提出書類 補助金交付申請書類一式 ・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
工事・設計期間	補助事業着手届	・ 提出時期 補助事業の契約をした時（後退表示板を支給） ・ 提出書類 着手関係書類一式
	工事・設計の実施	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。
	建築工事着手届	・ 提出時期 建築工事の契約をした時 ・ 提出書類 着手関係書類一式
	完了報告 ↓ 補助金額確定通知	・ 提出時期 事業期間内かつ令和 8 年 3 月 13 日まで ・ 提出書類 完了報告書類一式 ・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
	請求書提出 ↓ 補助金支払い	・ 提出時期 補助金額確定通知書受領後かつ令和 8 年 4 月 30 日まで ・ 提出書類 請求書 ・ 支払い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。

令和 8 年度に続く

・ 大阪市が行う事務手続き

手続きの流れ		手続きの内容
補助申請 工事期間 完了報告 請求書	令和 8 年度 補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	・ 提出時期 令和 8 年 4 月 1 日 ・ 提出書類 補助金交付申請書類一式 ・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
	工事の実施 ↓ 完了検査依頼 ※ ↓ 完了検査 ※	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。 ・ 提出時期 補助事業を完了した時かつ 令和 9 年 2 月 26 日まで ・ 提出書類 完了検査依頼書類一式 ・ 完了検査 速やかに検査を行い、結果を通知します。
	完了報告 ↓ 補助金額確定通知	・ 提出時期 事業期間内かつ 令和 9 年 3 月 15 日まで ・ 提出書類 完了報告書類一式 ・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
	請求書提出 ↓ 補助金支払い	・ 提出時期 補助金額確定通知書受領後かつ 令和 9 年 4 月 30 日まで ・ 提出書類 請求書 ・ 支 払 い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。

※ 補助事業の一部において補助限度額に到達した場合のみ

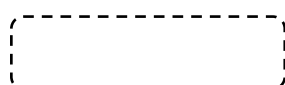


・ 大阪市が行う事務手続き

(3)-1 新築整備（耐火建築物の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合）

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	事前相談	・ 事前相談 補助事業についてスケジュールや補助金等の相談を事前に受け付けております。
	事業計画承認申請	・ 提出時期 補助事業を計画した時
	事業計画承認通知	・ 提出書類 事業計画承認申請書類一式 ・ 計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。
補助申請	補助金交付申請	・ 提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ令和 7 年 12 月 26 日まで
	補助金交付決定通知	・ 提出書類 補助金交付申請書類一式 ・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
設計・工事期間	補助事業着手届	・ 提出時期 補助事業の契約をした時（後退表示板を支給） ・ 提出書類 補助事業着手書類一式
	設計・工事の実施	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。
	建築工事着手届	・ 提出時期 建築工事の契約をした時 ・ 提出書類 建築工事着手書類一式
	完了検査依頼 ※	・ 提出時期 補助事業を完了した時かつ令和 8 年 2 月 27 日まで
	完了検査 ※	・ 提出書類 完了検査依頼書類一式 ・ 完了検査 速やかに検査を行い、結果を通知します。
完了報告	完了報告	・ 提出時期 事業期間内かつ令和 8 年 3 月 13 日まで
	補助金額確定通知	・ 提出書類 完了報告書類一式 ・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
請求書	請求書提出	・ 提出時期 補助金額確定通知書受領後かつ令和 8 年 4 月 30 日まで
	補助金支払い	・ 提出書類 請求書 ・ 支 払 い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。

※ 補助事業の一部において補助限度額に到達した場合のみ



・ 大阪市が行う事務手続き

(3)-2 新築整備（複数年度にわたる耐火建築物の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合）

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	令和7年度	
	事前相談	・ 事前相談 補助事業について事前にスケジュールや補助項目等の相談を事前に受け付けます。
	事業計画承認申請	・ 提出時期 補助事業を計画した時 ・ 提出書類 事業計画承認申請書類一式
	事業計画承認通知	・ 計画承認 提出日から30日以内に通知します。
全体設計	全体設計承認申請	・ 提出時期 補助事業契約予定日の30日前 ・ 提出書類 全体設計承認申請書類一式
	全体設計承認通知	・ 設計承認 提出日から30日以内に通知します。
補助申請	補助金交付申請	・ 提出時期 補助事業契約予定日の30日前かつ令和7年12月26日まで ・ 提出書類 補助金交付申請書類一式
	補助金交付決定通知	・ 交付決定 提出日から30日以内に通知します。
設計・工事期間	補助事業着手届	・ 提出時期 補助事業の契約をした時（後退表示板を支給） ・ 提出書類 着手関係書類一式
	設計・工事の実施	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。
	建築工事着手届	・ 提出時期 建築工事の契約をした時 ・ 提出書類 着手関係書類一式
完了報告	完了報告	・ 提出時期 事業期間内かつ令和8年3月13日まで ・ 提出書類 完了報告書類一式
	補助金額確定通知	・ 額の確定 提出日から30日以内に通知します。
請求書	請求書提出	・ 提出時期 補助金額確定通知書受領後かつ令和8年4月30日まで ・ 提出書類 請求書
	補助金支払い	・ 支払い 提出日から30日以内に振り込まれます。

令和8年度に続く

・ 大阪市が行う事務手続き

手続きの流れ		手続きの内容
補助申請 工事期間 完了報告 請求書	令和 8 年度 補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	・ 提出時期 令和 8 年 4 月 1 日 ・ 提出書類 補助金交付申請書類一式 ・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
	工事の実施 ↓ 完了検査依頼 ※ ↓ 完了検査 ※	・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。 ・ 提出時期 補助事業を完了した時かつ 令和 9 年 2 月 28 日まで ・ 提出書類 完了検査依頼書類一式 ・ 完了検査 速やかに検査を行い、結果を通知します。
	完了報告 ↓ 補助金額確定通知	・ 提出時期 事業期間内かつ 令和 9 年 3 月 15 日まで ・ 提出書類 完了報告書類一式 ・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
	請求書提出 ↓ 補助金支払い	・ 提出時期 補助金額確定通知書受領後かつ 令和 9 年 4 月 30 日まで ・ 提出書類 請求書 ・ 支 払 い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。

※ 補助事業の一部において補助限度額に到達した場合のみ



・ 大阪市が行う事務手続き

(4) セットバック整備（セットバックに係る道路整備を行う場合）

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	事前相談 ↓ 事業計画承認申請 ↓ 事業計画承認通知	・ 事前相談 補助事業についてスケジュールや補助金等の相談を事前に受け付けております。 ・ 提出時期 補助事業を計画した時 ・ 提出書類 事業計画承認申請書類一式 ・ 計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。
	補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	・ 提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ令和 7 年 12 月 26 日まで ・ 提出書類 補助金交付申請書類一式 ・ 交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。
工事期間	補助事業着手届 ↓ 工事の実施	・ 提出時期 補助事業の契約をした時（後退表示板を支給） ・ 提出書類 補助事業着手書類一式 ・ 申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。
	完了報告 ↓ 補助金額確定通知	・ 提出時期 事業期間内かつ令和 8 年 3 月 13 日まで ・ 提出書類 完了報告書類一式 ・ 額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。
補助金請求	請求書提出 ↓ 補助金支払い	・ 提出時期 補助金額確定通知書の受領後かつ令和 8 年 4 月 30 日まで ・ 提出書類 請求書 ・ 支 払 い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。



・ 大阪市が行う事務手続き

4 事業計画承認申請

事業計画承認申請書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 事業計画承認申請書	○	様式 4	
2 事業計画書	○	様式 4-2	
3 委任状（代理人）		参考様式	代理人が申請手続きを行う場合
4 補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		戸籍謄本等	補助事業者が土地所有者等の配偶者又は一親等内の親族である場合
5 補助金申請者一覧		様式 4-3	補助事業者が複数の場合
6 委任状（代表申請者を除く）		様式 4-4	補助事業者が複数の場合
7 納税証明書 （市民税、固定資産税及び都市計画税）	○	各種証明書	・ 補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書 ・ 補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書 ・ 市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書 ・ 申請者等が所有している大阪市内の全ての土地・建物について必要
8 計画敷地の権利者一覧	○	様式 4-5	
9 道路の中心線又は現況幅員に関する書類		各種証明書	・ 大阪市が管理する道路(附則 5 項道路等)の場合 道路区域図 ・ 建基法第 42 条第 2 項道路の場合は道路中心線の位置が分かる写真
10 不動産登記法第 14 条第 1 項地図	○	各種証明書	
11 計画敷地の権利者を証する書類	○	各種証明書	登記事項証明書(土地)
12 承諾書（補助事業の実施（土地）について）	○	様式 4-6	土地の所有者が複数人いる場合、土地所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要
13 除却建物一覧		様式 4-7	除却を行う場合
14 固定資産（家屋）評価証明書		各種証明書	除却を行う場合
15 登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		各種証明書	除却を行う場合
16 付近見取図	○	様式自由	
17 現況写真	○	様式自由	
18 承諾書 （補助事業の実施（建物）について）		様式 4-8	除却する建物の所有者が複数人いる場合、建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要
19 誓約書	○	様式 4-9	
20 計画概要図面 （計画概要、配置図、求積図、各階平面図、立面図）	○	様式自由	建替整備又は新築整備を行う場合
21 既存建物の検査済証及び既存建物の図面 （既存建物が準耐火建築物又は耐火建築物であることを証明できる書類）		様式自由	セットバック整備を行う場合
22 セットバック整備計画図及び断面図	○	様式自由	大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要領の基準を満たすこと
23 その他申請に必要と認める書類		-	

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。

(様式4)

大阪市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日を記入

補助事業者

〒 530-8201

住 所

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

電話番号

(△△-△△△△-△△△△)

法人等の場合は、
役職名と代表者名を記入

事業計画承認申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 事業種別

☐ 除却整備

☒ 建替整備

☐ 新築整備

☐ セットバック整備

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

(住居表示) 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

(敷地面積) 80.00 m²

3 事業計画

事業計画書のとおり

申請する事業種別を選択

(1)除却整備

老朽建築物の解体、セットバックに係る道路整備を行う場合

(2)建替え整備

老朽建築物の解体、耐火建築物等の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合

(3)新築整備

耐火建築物の建設、セットバックに係る道路整備を行う場合

(4)セットバック整備

セットバックに係る道路整備を行う場合

(様式4-2)

事業計画書

(1) 事業スケジュール

基本設計	令和〇〇年〇〇月〇〇日	～	令和〇〇年〇〇月〇〇日
建築設計	令和〇〇年〇〇月〇〇日	～	令和〇〇年〇〇月〇〇日
除却工事	令和〇〇年〇〇月〇〇日	～	令和〇〇年〇〇月〇〇日
建築工事	令和〇〇年〇〇月〇〇日	～	令和〇〇年〇〇月〇〇日
セットバック工事	令和〇〇年〇〇月〇〇日	～	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他 ()	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

(2) 除却建物概要

建物用途	構造・階数	建築及び増築年	住戸数	床面積※1
住宅	木造・2階建	50 年	1 戸	60.00 m ²
	・	年	戸	m ²
合計			1 棟 1 戸	60.00 m ²
うち補助対象 合計			棟 戸	m ²
再開発住宅利用申請予定		☒ 無 ・ ☐ 有 (世帯)		

※1：固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積

固定資産（家屋）評価証明書に記載された内容を記入

(3) 建築計画概要

建物用途	住宅
構造	☒ 木造 ☐ 鉄骨造
	☐ コンクリート造 ☐ その他 ()
	☐ 耐火建築物
	☐ 準耐火建築物（イー1） ☒ 準耐火建築物（イー2）
	☐ 準耐火建築物（ロー1） ☐ 準耐火建築物（ロー2）
階数	3 階
建築面積	30.00 m ²
延床面積	90.00 m ²

(4) セットバック概要

道路種別	現況幅員	道路中心からの 後退距離※2	間口※3	支障物撤去
法第42条第2項	3.50 m	1.75 m	6.00 m	☒ 有 ・ ☐ 無

※2：道路中心線から整備する道路境界石までの距離（道路境界石幅を含む）

※3：防災コミュニティ道路に接道する長さ

(参考様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

委任状を作成した日付を記入

委 任 状

代理人の氏名を記入

有限会社生野区南部工務店

私は、都合により 生野 南子 氏 を代理人と定め、大阪市主要生活道路
不燃化促進整備事業に係る次の手続きを委任します。

記

- 1 補助申請書類の提出に関する事
- 2 補助申請書類の修正に関する事
- 3 通知書等の各種書類の受け取りに関する事

補助事業の手続きを代理人に委任される
場合は、委任内容をご確認ください。

以上

委 任 者

〒 530-8201

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏 名 大阪 太郎

代 理 者

〒 544-8501

住 所 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

氏 名 有限会社生野区南部工務店
生野 南子

補助事業者一覧

氏名	住所・電話番号
(代表申請者) 大阪 太郎	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話番号 06-6208-9235
(代表申請者以外) 大阪 花子	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話番号 06-6208-9235
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

(様式 4 - 4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

委任状を作成した日付を記入

委任状

代表申請者の氏名を記入

この度、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同制度要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同制度要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、

代表申請者として 大阪 太郎 氏に委任いたします。

なお、同制度要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者

〒 530-8201

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 花子

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

代表申請者以外の
補助事業者全員分の住所・氏名を記入

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

計画敷地の権利者一覧

地名地番	所有権者 氏名	補助事業者の 権利の種別	敷地面積(㎡)
大阪市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇	大阪 太郎 大阪 花子	所有権	80.00
		所有権・借地権・ その他を記入	

- (注) 1 公図を添付してください。
- 2 計画する敷地の全てについて記載（登記上の筆及び権利ごと）し、計画敷地内の権利者の全てであることを証する書類を添付してください。（登記簿謄本又は、従前建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約書及び使用承諾書等による。）
- 3 土地所有者等が複数である場合は、土地所有者等の全員が建替えに同意している旨の書類を添付してください。

(様式 4 - 6)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪 太郎 様

承諾書を作成した日付を記入

補助事業者となる
代表申請者の氏名を記入

承諾書

この度、貴方が大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 土地の所在地

(地名地番) 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

2 地積 80.00 m²

土地所有者

〒 530-8201

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 花子

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

実印

花大
子阪

代表申請者以外の
土地の権利を有する事業者全員分の住所・氏名を記入

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

(様式 4 - 7)

除却建物一覧

固定資産（家屋）評価証明書
に記載された内容を記入



所在地番	権利者氏名	建築年月日	用途	床面積
家屋番号	権利の種別	構造	階数	補助対象面積
大阪市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇	大阪 太郎 大阪 花子	昭和 50 年	居宅	60.00 m ²
1-2	所有権	木・瓦・2	2	60.00 m ²
			合計	60.00 m ²
				60.00 m ²

- (注) 1 除却建物の全てについて棟ごとに記載し、建物登記簿謄本及び固定資産（家屋）評価証明書（棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること。また、登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること。）を添付してください。
- 2 補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の書類を添付してください。
- 3 付近見取図及び建物の外観写真（1棟あたり2方向程度）を添付してください。

(様式 4－8)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪 太郎 様

補助事業者となる
代表申請者の氏名を記入

承諾書を作成した日付を記入

承諾書

この度、貴方が大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

固定資産（家屋）評価証明書
に記載された内容を記入

1 建物所在地

（地名地番） 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

（住居表示） 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

2 家屋番号 1－2

3 構造・階数 木 造 2 階建

4 延床面積 60.00 m²

建物所有者

〒 530-8201

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏 名 大阪 花子

（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

実印

花大
子阪

代表申請者以外の
建物の権利を有する事業者全員分の住所・氏名を記入

（注）印鑑登録証明書を添付してください。

大阪市長

誓約書を作成した日付を記入

誓約書

補助事業者は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

* 長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

* 除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

補助事業者は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる居住者及び関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者

〒 530-8201

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 花子

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助事業者全員分の住所・氏名を記入

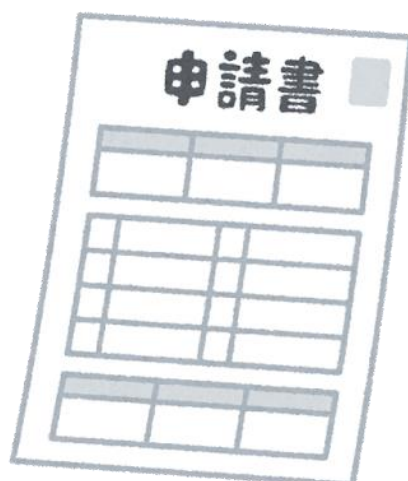
(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

5 補助金交付申請

補助金交付申請書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 補助金交付申請書	○	様式 7	
2 交付申請額内訳書	○	様式 7-2	
3 交付決定に必要な書類等 (図面及び補助対象部分分かるもの)	○	様式自由	計画概要、付近見取図、配置図、求積図、 各階平面図、立面図、断面図、 セットバック整備計画図等
4 見積書	○	様式自由	
5 工事に未着手であることを証する書類		写真等	工事契約を締結しているが、工事に着手してい ない場合（工事着手は交付決定通知日以降とし 着手後速やかに工事着手届を提出）
6 その他申請に必要と認める書類		—	

- ・事業計画承認又は全体設計承認申請と同時に申請することができます。
- ・原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。



(様式 7)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請日を記入

補助事業者

住所 〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

補助金交付申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

事業計画承認通知書の承認番号を記入

記

1 承認番号 7-00

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

3 事業期間

工事契約日または工事契約予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事着手予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業完了予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 交付申請額 1,500,000 円

工事契約日または工事契約予定日

工事契約予定日を記入

交付申請日より前に工事契約をした場合でも、工事着手までに十分な期間があれば申請できる場合がありますので、窓口までご相談ください。

工事着手予定日

交付申請日より 30 日以上あとの日付を記入

事業完了予定日

補助事業完了年度の2月末日までの日付を記入

※事業計画承認申請書と同時に申請する場合、承認番号の記載は不要

(様式 7 - 2)

交付申請額内訳書 (7 年度分)

1 交付申請額内訳書

費用の明細で計算した金額を記入

区分	補助金 算定額 千円	補助 限度額 千円	補助金額 千円	既補助金 交付決定額 千円	今回 申請額 千円
(1) 除却費等	W1 680		t1 680	y1 —	v1 680
(2) 建築設計費 及び耐火構造費	W2 1,350		t2 712	y2 —	v2 712
(3) セットバック整備費	W3 132		t3 70	y3 —	v3 70
(4) 支障物撤去費	W4 72		t4 38	y4 —	v4 38
合計	ΣW 2,234	X 1,500	$T: \min(\Sigma W, X)$ 1,500	ΣY —	$V: T - \Sigma Y$ or K 1,500

(注) W1～W4: 「2 費用の明細」の各補助項目の補助金算定額

X: 限度額 (別表 4) × 補正係数 (別表 5)

T: ΣW とXのうち小さい方

t1～t4: 補助を申請する区分にTを任意に振り分ける。

なお、t1～t4は、千円未満切捨てとする。

V: $V = T - \Sigma Y$ 。ただし、部分払金に係る申請の場合、 $V = K$

(Kは「3 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額)とする。

2 費用の明細

(1) 除却費等

算出項目		除却費等		備考
		木造又は 木造集合住宅	非木造	
除却面積	a	60.00 m ²	m ²	この補助事業の実施に伴い 除却する面積
うち、補助対象面積	b	60.00 m ²	m ²	
補助率	c	2 / 3		
補助対象経費	d	3,000,000 円	円	契約見込額のうち、補助対 象となる除却費等
補助対象経費による 補助限度額	e	2,000,000 円	円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助対象上限単価	f	17,000 円	円	木造：17,000 円 木造集合住宅：15,000 円 非木造：17,000 円
補助対象面積による 補助限度額	g	680,000 円	円	$g = b \times c \times f$ 千円未満切り捨て
補助金算定額	w1	680,000 円		w1 = e と g の小さい額 千円未満切り捨て

(注) 除却面積 (a) が固定資産 (家屋) 評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(2) 建築設計費及び耐火構造費

算出項目		建築設計費 及び 耐火構造費	備考
補助対象面積	a	90.00 m ²	延床面積
補助対象上限単価	b	30,000 円	別表 3 参照
補助対象上限額	c	2,700,000 円	$c = a \times b$
補助率	d	1 / 2	
補助金算定額	w2	1,350,000 円	$w2 = c \times d$ 千円未満切り捨て

(3) セットバック整備費

算出項目		セットバック整備費	備考
補助対象経費	a	500,000 円	契約見込額のうち、 補助対象となる セットバック整備費
道路舗装		4.5 m ² × 14,700 円 = 66,150 円	各項目の合計数量(下表) × 補助対象上限単価 (別表3)
道路境界石		6.0m × 7,300 円 = 43,800 円	
U型側溝		6.0m × 11,400 円 = 68,400 円	
L型側溝		m × 円 = 円	
現場打ち側溝		m × 円 = 円	
側溝蓋		6.0m × 4,900 円 = 29,400 円	
集水桝		1 箇所 × 57,200 円 = 57,200 円	
合計	b	264,950 円	
補助率	c	1 / 2	
補助金算定額	w3	132,000 円	w3 = a、b のいずれか 小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。)

算出項目	計算式	合計
道路舗装	6.00×0.75	4.5 m ²
道路境界石	6.00	6.0m
U型側溝	6.00	6.0m
L型側溝		m
現場打ち側溝		m
側溝蓋	6.00	6.0m
集水桝	1	1 箇所

それぞれの計算式の算出根拠となる図面を添付してください。

(4) 支障物撤去費

算出項目		支障物撤去費	備考
補助対象経費	a	200,000 円	契約見込額のうち、補助対象となる支障物撤去費
ブロック塀		10.0 m ² × 12,800 円 = 128,000 円	各項目の合計数量(下表)× 補助対象上限単価 (別表3)
金属製門扉		3.2 m ² × 5,500 円 = 17,600 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
合計	b	145,600 円	
補助率	e	1 / 2	
補助金算定額	w4	72,000 円	w4 = a と b のいずれか小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。)

算出項目	計算式	合計
ブロック塀	(3.00+1.00+1.00)×2.00	10.0 m ²
金属製門扉	1.80×1.80	3.2 m ²

それぞれの計算式の算出根拠となる図面を添付してください。

3 部分払金に係る申請額計算書

全体設計承認申請と
同じ内容になります。

区分	補助対象事業期間全体			今年度			
	補助対象 経費	補助金額	乗率	部分払金 (補助対象経費の うち今年度に支出 する経費)	部分払金の 補助対象上限額	今年度部分払金の 補助対象額	今回 補助申請額
	a 千円	b 千円	c=b/a %	千円	f 千円	g 千円	K 千円
(1) 建築設計費 及び 耐火構造費				前払金 d	$a \times 30\%$ ※2	d と f の小さい方	$g \times c$
				中間金 e		e	$g \times c \times 90\%$
				小計(1)			
(2) セットバック 整備費				前払金 d	$a \times 40\%$	d と f の小さい方	$g \times c$
				中間金 e		e	$g \times c \times 90\%$
				小計(2)			
(3) 支障物撤去費				前払金 d	$a \times 40\%$	d と f の小さい方	$g \times c$
				中間金 e		e	$g \times c \times 90\%$
				小計(3)			
合計							

※1 a, b, d, e, f, g, K: 千円未満切捨て

c: 小数第2位まで(小数第3位以下を切捨て)とする。

※2 建築設計費の補助金を申請しない場合は、 $a \times 40\%$ とする。

※3 部分払金に係る補助金の申請額は、年度毎の部分払金に乗率(補助対象項目ごとに、補助金の額を補助対象経費(老朽建築物の除却費等を除く。)で除したものを掛けた値(中間金に係る補助金にあつては、さらに90%を乗じた値)とする。なお、前払金の補助の対象となる額は、建築設計費及び耐火構造費については、補助対象経費の30%を上限とし(ただし、建築設計費の補助金を申請しない場合は、補助対象経費の40%を上限とする。)セットバック整備費及び支障物撤去費については、補助対象経費の40%を上限とす

6 全体設計承認申請

全体設計承認申請書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 全体設計承認申請書	○	様式 26	
2 全体設計承認申請額内訳書	○	様式 26-2	
3 建設工事計画書	○	様式 26-3	
4 全体設計承認に必要な書類等 (図面及び補助対象部分分かるもの)	○	様式自由	計画概要、付近見取図、配置図、求積図、 各階平面図、立面図、断面図、 セットバック整備計画図等
5 見積書	○	様式自由	
6 その他申請に必要と認める書類		—	

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。

(様式 26)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請日を記入

補助事業者

住 所

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

全体設計承認申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 1 項に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

事業計画承認通知書の承認番号を記入

記

1 承認番号

7-00

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

3 全体設計承認申請額

令和 7 年度 金 780,000 円

令和 8 年度 金 720,000 円

年度 円

※事業計画承認申請書と同時に申請する場合、承認番号の記載は不要

(様式 26－2)

全体設計承認申請額内訳書（ 7 年度分）

1 交付申請額内訳書

費用の明細で計算した金額を記入

区分	補助金 算定額 千円	補助 限度額 千円	補助金額 千円	既補助金 交付決定額 千円	今回 申請額 千円
(1) 除却費等	W1 680		t1 680	y1 —	v1 680
(2) 建築設計費 及び耐火構造費	W2 1,350		t2 712	y2 —	V2 712
(3) セットバック整備費	W3 132		t3 70	y3 —	V3 70
(4) 支障物撤去費	W4 72		t4 38	y4 —	v4 38
合計	ΣW 2,234	X 1,500	$T : \min(\Sigma W, X)$ 1,500	ΣY —	$V : T - \Sigma Y \text{ or } K$ 1,500

(注) W1～W4 : 「2 費用の明細」の各補助項目の補助金算定額

X : 限度額（別表 4）×補正係数（別表 5）

T : ΣW とXのうち小さい方

t1～t4 : 補助を申請する区分にTを任意に振り分ける。

なお、t1～t4 は、千円未満切捨てとする。

V : $V = T - \Sigma Y$ 。ただし、部分払金に係る申請の場合、 $V = K$

(Kは「3 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額)とする。

2 費用の明細

(1) 除却費等

算出項目		除却費等		備考
		木造又は 木造集合住宅	非木造	
除却面積	a	60.00 m ²	m ²	この補助事業の実施に伴い 除却する面積
うち、補助対象面積	b	60.00 m ²	m ²	
補助率	c	2 / 3		
補助対象経費	d	3,000,000 円	円	契約見込額のうち、補助対 象となる除却費等
補助対象経費による 補助限度額	e	2,000,000 円	円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助対象上限単価	f	17,000 円	円	木造：17,000 円 木造集合住宅：15,000 円 非木造：17,000 円
補助対象面積による 補助限度額	g	680,000 円	円	$g = b \times c \times f$ 千円未満切り捨て
補助金算定額	w1	680,000 円		w1 = e と g の小さい額 千円未満切り捨て

(注) 除却面積 (a) が固定資産 (家屋) 評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(2) 建築設計費及び耐火構造費

算出項目		建築設計費 及び 耐火構造費	備考
補助対象面積	a	90.00 m ²	延床面積
補助対象上限単価	b	30,000 円	別表 3 参照
補助対象上限額	c	2,700,000 円	$c = a \times b$
補助率	d	1 / 2	
補助金算定額	w2	1,350,000 円	$w2 = c \times d$ 千円未満切り捨て

(3) セットバック整備費

算出項目		セットバック整備費	備考
補助対象経費	a	500,000 円	契約見込額のうち、 補助対象となる セットバック整備費
道路舗装		4.5 m ² × 14,700 円 = 66,150 円	各項目の合計数量(下表) × 補助対象上限単価 (別表3)
道路境界石		6.0m × 7,300 円 = 43,800 円	
U型側溝		6.0m × 11,400 円 = 68,400 円	
L型側溝		m × 円 = 円	
現場打ち側溝		m × 円 = 円	
側溝蓋		6.0m × 4,900 円 = 29,400 円	
集水桝		1 箇所 × 57,200 円 = 57,200 円	
合計	b	264,950 円	
補助率	c	1 / 2	
補助金算定額	w3	132,000 円	w3= a、b のいずれか 小さい額×e 千円未満切り捨て

数量算出(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。)

算出項目	計算式	合計
道路舗装	6.00×0.75	4.5 m ²
道路境界石	6.00	6.0m
U型側溝	6.00	6.0m
L型側溝		m
現場打ち側溝		m
側溝蓋	6.00	6.0m
集水桝	1	1 箇所

それぞれの計算式の算出根拠となる図面を添付してください。

(4) 支障物撤去費

算出項目		支障物撤去費	備考
補助対象経費	a	200,000 円	契約見込額のうち、補助対象となる支障物撤去費
ブロック塀		10.0 m ² × 12,800 円 = 128,000 円	各項目の合計数量(下表)× 補助対象上限単価 (別表3)
金属製門扉		3.2 m ² × 5,500 円 = 17,600 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
合計	b	145,600 円	
補助率	e	1 / 2	
補助金算定額	w4	72,000 円	w4 = a と b のいずれか小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。)

算出項目	計算式	合計
ブロック塀	(3.00+1.00+1.00)×2.00	10.0 m ²
金属製門扉	1.80×1.80	3.2 m ²

それぞれの計算式の算出根拠となる図面を添付してください。

3 部分払金に係る申請額計算書

全体設計承認申請と
同じ内容になります。

区分	補助対象事業期間全体			今年度			
	補助対象 経費	補助金額	乗率	部分払金 (補助対象経費の うち今年度に支出 する経費)	部分払金の 補助対象上限額	今年度部分払金の 補助対象額	今回 補助申請額
	a 千円	b 千円	c=b/a %	千円	f 千円	g 千円	K 千円
(1) 建築設計費 及び 耐火構造費	14,000	712	0.05	前払金 d 2,000	a×30% ※2 5,600	d と f の小さい方 2,000	g×c 100
				中間金 e		e	g×c×90%
				小計(1)			
				前払金 d 0	a×40% 2,000	d と f の小さい方 0	g×c 0
(2) セットバック 整備費				中間金 e		e	g×c×90%
				小計(2)			
				前払金 d	a×40%	d と f の小さい方	g×c
				中間金 e		e	g×c×90%
(3) 支障物撤去費				小計(3)			
				合計			100

※1 a, b, d, e, f, g, K : 千円未満切捨て

c : 小数第2位まで(小数第3位以下を切捨て)とする。

※2 建築設計費の補助金を申請しない場合は、a×40%とする。

※3 部分払金に係る補助金の申請額は、年度毎の部分払金に乗率(補助対象項目ごとに、補助金の額を補助対象経費(老朽建築物の除却費等を除く。)で除したものを掛けた値(中間金に係る補助金にあっては、さらに90%を乗じた値)とする。なお、前払金の補助の対象となる額は、建築設計費及び耐火構造費については、補助対象経費の30%を上限とし(ただし、建築設計費の補助金を申請しない場合は、補助対象経費の40%を上限とする。)セットバック整備費及び支障物撤去費については、補助対象経費の40%を上限とする。

大阪市長

建設工事計画書

作成者 大阪 太郎

工事場所 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

項目		令和 7 年			令和 8 年											
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
工程表	基本設計 建築設計															
	除却工事															
	建築工事															
	セットバック工事 支障物撤去費工事															
	検査済証の交付 完了報告															
部分払 予定日	前払金															
	中間金															

(注) 工程表は棒状に表してください。また、部分払予定日は点で表したうえで予定額を記載してください。

7 補助事業着手

補助事業着手書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 補助事業着手届	○	様式 12	
2 設計業務委託契約書の写し 除却整地工事請負契約書の写し 建築工事請負契約書の写し 内訳明細書（除却整地費、セットバック 整備費、支障物撤去費、設計費、建築工 事費の工事明細書を含む）写し	○	様式自由	補助事業者が契約していることが確認できる契約 書等の写しを添付すること
3 その他届出に必要と認める書類		—	

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。

(様式 12)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助対象事業に係る契約をしたときは
速やかに着手届を提出してください。

補助事業者
住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
氏 名 大阪 太郎
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助対象事業着手届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け(大阪市指令都整密・大都整)第〇〇〇号で(事業計画承認・
交付決定・全体設計承認・事業計画変更等承認・交付変更承認・全体設計変更等承認)通知のあつ
た事業について、補助対象事業又は変更部分の工事に着手したので大阪市主要生活道路不燃化促進
整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 15 条第 2 項又は第 5 項の規定に基づき次のとおり提出
します。

記

承認番号	7-00
建築位置 (地名地番)	大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇
除却整地費 にかかる契約金額	3,300,000 円 (税込) 3,000,000 円 (税抜)
建築工事費 にかかる契約金額	15,400,000 円 (税込) 14,000,000 円 (税抜)
工事着手日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

※建築工事費には建築設計費を含む

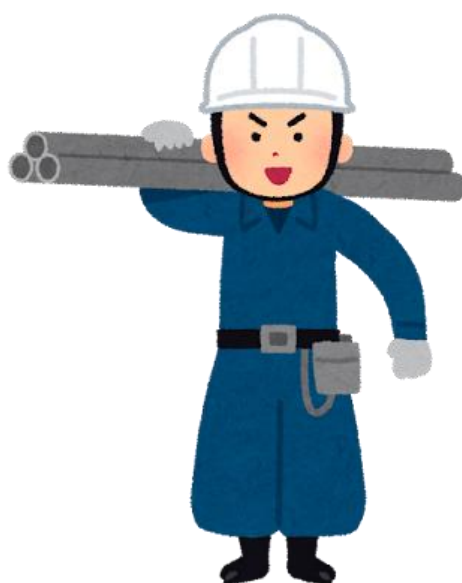
- (注) 1 設計変更等により事業計画承認申請時の計画に変更が生じる場合は、先に事業計画等変更承認申請が必要となります
- 2 交付申請内容に応じた、契約図書の写し(除却整地費、セットバック整備費、支障物撤去費、建築設計費、建築工事費のそれぞれがわかるもの)を添付してください。

8 建築工事着手

建築工事着手書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 建築工事着手届	○	様式 13	
2 建築確認済証の写し及び建築確認申請書の第一面から第四面の写し	○	各種証明書 各種申請書	建替整備又は新築整備の場合
3 その他届出に必要と認める書類		－	

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。



(様式 13)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

建築工事に係る契約を行ったとき
速やかに着手届を提出してください

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪 太郎

建築工事着手届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第 〇〇〇 号で (交付決定・全体設計承認・交付変更承認・全体設計変更等承認) 通知のあった件について、建築工事に着手したので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき次のとおり提出します。

記

承認番号	7-00
建築位置 (地名地番)	大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇
建築工事 にかかる契約金額	15,400,000 円 (税込) 14,000,000 円 (税抜)

- (注) 1 設計変更等により事業計画承認申請時の計画に変更が生じる場合は、先に事業計画等変更承認申請が必要となります。
- 2 確認済証の写し及び確認申請書の第一面から第四面の写しを添付してください。

9 完了検査依頼

完了検査依頼書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 完了検査依頼書	○	様式 21	
2 竣工図面	○	様式自由	
3 検査済証の写し		各種証明書	新築整備又は建替整備が完了した場合

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。

(様式 21)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

整備事業が完成したとき
事業計画最終年度の2月末日まで

補助事業者

住 所

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

完了検査依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大都整 密 第〇〇〇号 (事業計画承認・事業計画変更等承認)
通知を受けた補助事業が完了したので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度
補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき完了検査を依頼します。

記

1 承認番号

7-00

事業計画承認通知書に記載の
事業種別を記入

2 事業種別

建替事業

10 完了報告

完了報告書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 完了報告書	○	様式 20	
2 計画概要図面	○	様式自由	・ 計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、セットバック整備計画図等 ・ 事業計画承認時又は事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かる書類
3 完成写真	○	様式自由	
4 建築工事費等の支払いを証明する書類 (領収書の写し及びその他支払いを証明する書類※) 又は 領収書等遅延理由書・建築工事請負契約書等の写し・請求書の写し	○	様式自由 又は 様式 20-2	領収書等の提出が遅れる場合
5 その他完了報告に必要と認める書類			—

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求めることがあります。

※その他支払いを証明する書類の例

銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し（発行金融機関の印のあるもの）
ATM 支払の場合	利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込及び入出金を証する書類の写し

・ 工事契約の発注者（申請者）から請負業者へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。



(様式 20)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助事業が完成したとき
事業計画最終年度の3月15日まで

補助事業者
住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
氏 名 大阪 太郎
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

完了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第〇〇〇号で 補助金交付決定・補助金交付
変更承認) の通知を受けた補助対象事業が完了したので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業
建設費補助制度補助金交付要綱第20条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 承認番号 7-00
- 事業種別 建替事業
- 補助対象項目 耐火構造費 等
- 補助金交付決定額 金 1,500,000 円

事業計画承認通知書に記載の
事業種別を記入

事業計画承認通知書に記載の
補助対象項目を記入

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づき、完了報告を行うにあたり、建築工事費等の領収書等の写しの提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

補助金の請求書の提出時に、領収書等の写しを提出してください。

なお、建築工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該建築工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額 金 45,000,000 円

支払い予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日頃

施工業者等から補助事業者への請求書の写しになります。

補助事業者

住 所

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

大阪 花子

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

11 その他申請・届出

事業計画変更等承認申請書類一覧

書 類 名	必須書類	書 式	備 考
1 事業計画変更等承認申請書	○	様式 14	
2 変更内容を説明する資料	○	各種様式等	変更内容が確認できる資料
3 その他届出に必要と認める書類		－	

補助金交付変更承認申請書類一覧

書 類 名	必須書類	書 式	備 考
1 補助金交付変更承認申請書	○	様式 17	
2 交付申請額内訳書	○	様式 7-2	
3 交付変更承認に必要な書類等 (図面、補助対象部分がわかるもの及び見積書等)	○	各種様式等	
4 当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		写真等	変更申請額が既交付決定額を超える場合 (当該変更部分の工事着手は補助金変更承認通知以降とし、着手後速やかに工事着手届を提出)
5 その他届出に必要と認める書類		－	

全体設計変更承認申請書類一覧

書 類 名	必須書類	書 式	備 考
1 全体設計変更承認申請書	○	様式 29	
2 全体設計承認申請額内訳書	○	様式 26-2	
3 建設工事計画書	○	様式 26-3	
4 全体設計変更承認に必要な書類等 (図面及び補助対象部分が分かるもの)	○	各種様式等	
5 見積書	○	様式自由	
6 その他届出に必要と認める書類		－	

各種変更申請について

- ・申請の内容に変更が生じた場合、変更申請を行っていただく場合があります。詳しくは受付窓口までご相談ください。
- ・提出時期は、令和 8 年 2 月 27 日までになります。(変更申請額が既交付決定額を超える変更の場合に限り、令和 7 年 12 月 26 日かつ当該変更部分の工事着手予定日の 30 日以上前になります。)

補助金交付申請取下書類一覧

書 類 名	必須書類	書 式	備 考
1 補助金交付申請取下書	○	様式 10	
2 その他届出に必要と認める書類		－	

- ・提出時期は、補助金交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内になります。

(様式 14)

大阪市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

事業計画変更等承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大都整 密 第 〇〇〇 号で（事業計画承認・事業計画変更等承認）
通知のあった補助事業について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承認番号 7-00

2 変更事項 ☒ 事業計画の内容 ☐ 事業の中止又は廃止

☐ その他（ ）

3 変更内容 *****

変更内容が確認できる資料を添付

4 変更理由 *****

(様式 17)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請日を記入

補助事業者
住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
氏 名 大阪 太郎
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第 〇〇〇 号で（交付決定・交付変更承認）
通知のあった補助対象事業について、当該決定の額を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号 7-00

2 変更理由 *****

変更内容が確認できる資料を添付

3 交付変更申請額

既交付決定額 1,500,000 円

変更申請額 1,400,000 円

差引増△減額 △100,000 円

(様式 29)

大阪市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

全体設計変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大都整 密 第 〇〇〇 号で（全体設計承認・全体設計変更承認）
通知のあった補助対象事業について、当該承認の内容を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号 7-00

2 変更理由 *****

変更内容が確認できる資料を添付

3 全体設計承認申請額

変更前 令和7 年度 780,000 円

令和8 年度 720,000 円

年度 円

変更後 令和7 年度 880,000 円

差引増△減額 増 100,000 円

令和8 年度 620,000 円

差引増△減額 △100,000 円

年度 円

差引増△減額 円

(様式 10)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付申請取下書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第〇〇〇号で交付決定のあった事業について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備建設費補助制度補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げをしたいので次のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 7-00
- 2 計画敷地
(地名地番) 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇
- 3 交付決定額 1,500,000 円
- 4 変更理由 *****

12 補助金請求

補助金請求書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 補助金請求書	○	請求書	

注意事項

- ・ 請求には、補助事業者と同じ名義の銀行口座が必要になります。
- ・ 補助事業者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。

補助事業者	振込口座名義	適否
株式会社〇〇〇〇 代表取締役大阪太郎	株式会社〇〇〇〇 代表取締役大阪太郎	○
	株式会社〇〇〇〇	○
	大阪太郎	×

請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長 様

住 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
氏 名 大阪 太郎

次のとおり請求します。

金 額	金 1,500,000 円也
内 容	
主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金	
(承認番号 7 - 〇〇)	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

☐ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号								指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☒ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	〇〇銀行	支 店 名 称	〇〇支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	材 効 効 大阪 太郎		

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）		執行主管コード		支出命令番号	
業務区分	□歳 出	□歳 入	□歳計外	□基 金	

13 よくある質問（FAQ）

（１）補助要件に関すること

- ・ Q1-1 他の補助制度との併用は可能ですか。
- ・ A1-1 補助対象項目が重複しない場合、補助制度の併用が可能です。
ご検討いただいている補助制度により取扱いが異なりますので、ご利用検討時に窓口にてご相談ください。
- ・ Q1-2 解体を終えていますが、補助申請は可能ですか。
- ・ A1-2 解体工事費用の申請はできませんが、新築建物の耐火構造費、セッ
トバックに係る道路整備費の申請は可能です。

（２）手続きに関すること

- ・ Q2-1 補助事業者というのは誰のことですか。施工業者のことですか。
- ・ A2-1 補助事業を行い、補助金の交付を受けようとする土地や建物の所有者等になります。
- ・ Q2-2 補助金は誰がもらえるのですか。
- ・ A2-2 補助事業者名義の口座に振込入金となります。
- ・ Q2-3 申請はどのタイミングですればいいですか。
- ・ A2-3 解体工事・設計・建設工事等について申請を行う場合、申請する工事や設計等の契約を行う前に申請してください。なお、交付申請前に契約（設計契約除く）をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、受付窓口までご相談ください。
- ・ Q2-4 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか。
- ・ A2-4 申請を受け付けてから 30 日以内（申請書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます）に、交付決定を行います。
- ・ Q2-5 契約はいつ交わすことができますか。
- ・ A2-5 原則として、補助金交付決定通知日又は全体設計承認通知日以降に、契約していただくことになります。

- ・ Q2-6 全体的なスケジュールで気を付けることはありますか。
- ・ A2-6 設計、解体については年度をまたぐ（例：2月に着手して5月に完了する）ものについて補助を申請することが制度上できませんので、ご注意ください。

- ・ Q2-7 補助金はいつ受け取れますか。
- ・ A2-7 申請された補助事業が完了し、補助事業者から設計者や施工業者へお支払いを済まされた後、領収書と必要書類を添付のうえ完了報告書を大阪市に提出してください。完了報告の内容を審査し、確認が終わりましたら、額の確定を行います。額の確定の通知を受けられましたら、補助金の請求を行ってください。請求を受け付けてから 30 日以内（請求書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます）に、ご指定の口座へ補助金をお振り込みいたします。

- ・ Q2-8 補助事業者の住所を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。
- ・ A2-8 事業計画変更等承認申請書（様式 14）に変更する内容を記入し、その内容が確認できる書類を添付のうえ提出してください。

- ・ Q2-9 補助事業者の法人代表を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。
- ・ A2-9 事業計画変更等承認申請書（様式 14）に変更する内容を記入し、その内容が確認できる公の書類(商業登記簿謄本等)を添付のうえ提出してください。

- ・ Q2-10 申請様式に押印は必要ですか。
- ・ A2-10 承諾書（様式 4-6・4-8）以外は不要です。

- ・ Q2-11 補助金交付決定通知後に見積金額が変わった場合、どうしたらいいですか。
- ・ A2-11 まずは、変更後の金額の内訳書を確認させていただきます。
補助金額の変更が生じる場合は、事業計画変更等承認申請書（様式 14）及び補助金交付変更承認申請書（様式 17）と変更内容が確認できる資料を提出していただく必要があります。

- ・ Q2-12 補助事業途中や補助金交付後、何らかの事情により事業を取りやめた場合は、どうなりますか。
- ・ A2-12 補助事業廃止の手続きをしていただき、それまでに何らかの項目について、既に補助金の一部を受領されている場合は、補助金（加算金及び延滞金を含む）を返還いただくことになります。

(3) 公的証明書等の取得時期

名称	有効期限等
戸籍謄本	・ 交付申請書の受付け時点で、発行から3ヶ月以内のもの
納税証明書 (市民税、固定資産税及び都市計画税)	・ 市民税、固定資産税、都市計画税の確認ができる納税証明書を提出してください。 ・ 原則として、前年度のものが必要です。ただし、申請年度の証明書であっても、未納額（納期限未到来を含む）が0円であるものは可とします。
登記事項証明書	・ 交付申請書の受付け時点で、発行から3ヶ月以内のもの
固定資産（家屋）評価証明書	・ 令和7年3月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度の証明書 ・ 令和7年4月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度の証明書 ※前々年度のものは認められません。
印鑑登録証明書	・ 交付申請書の受付け時点で、発行から3ヶ月以内のもの